

教育長の臨時代理による事務処理の指示について

1 指示する内容

以下の条例の一部改正手続きについて、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号の規定に基づき、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

- （1）中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- （2）中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

2 改正する内容（現時点での見込み）

- （1）中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

妊娠及び出産等についての申出をした職員に対する支援制度の周知及び請求等に係る意向確認等について新設する。

- （2）中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

妊娠及び出産等についての申出をした職員に対する支援制度の周知及び請求等に係る意向確認等について新設する。

3 施行期日

令和7年10月1日

4 指示する理由

上記改定の手続に当たっては、教育委員会において条例改正手続の議決及び区長に対する区議会への議案の提出依頼を行い、区長が当該議案を区議会へ提出し議決を経る必要がある。本件において、職員団体交渉妥結前であり、妥結後は速やかに区議会への議案の提出依頼を行わなくてはならないが、教育委員会の開催予定がないため、本件事務処理について、教育長が臨時に代理することを教育委員会としてあらかじめ指示する必要がある。

5 今後の予定

6月上旬 第二回区議会定例会 条例案を提案

6月13日 教育委員会定例会 教育長の臨時代理による事務処理の実施の報告

6月中旬 第二回区議会定例会にて改正条例議決

※条例公布後、関連規則の改正